

宮城県知事 村井嘉浩様

2012年7月30日

被災者の医療・介護の減免継続に向けた対応を緊急に要望いたします

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

代表世話人代表 綱島不二雄

【連絡先】

仙台市青葉区大町2丁目5-10

御譜代町ビル305号室

電話022(399)6907

東日本大震災で著しい被害を受けた人たちの一部負担金免除については、健保組合が2月29日で打ち切りになり、国保、後期高齢者、協会けんぽ、介護については福島原発事故避難指示地域を除いて、9月30日までとされています。しかし避難者はいまだに34万人（7月5日現在）を超え、生活・生業を再建できる展望が見えない被災者が膨大な人数に及び、雇用情勢も依然として厳しい状況が続いています。医療・介護の免除継続は被災者の切実な要望で、宮城県内の6月の定例会では宮城県議会は全会一致で意見書を採択するとともに、7市15町村の議会も意見書を採択して政府に要請したところです。

ところが厚生労働省が7月24日付で発出した事務連絡は、特例措置を9月末までで打ち切るとする内容です。そして、国民健康保険や介護保険にはもともと災害減免の仕組みがあるので、その枠組みを活用して減免する道があることを示し、その場合に2012年10月から2013年3月末までの期間については、一定の条件のもとで免除費用の8割を国が財源手当するとしています。

これは、10月以降も被災者負担の免除が必要であることを政府・厚生労働省も認めているもので、被災地の声に背を向けて特例措置を打ち切ることにはまったく道理がありません。

また、この通常時の枠組みを活用した免除措置をとる場合は、まず保険者が決断しなければなりません。その際に、調整交付金の対象にならない市町村には躊躇が生まれやすく、国が手当しない残り2割の費用をどう捻出するかについてはどの市町村も頭の痛い問題です。被災の大きな市町ほど費用が増大するので、財源確保の支援がなされなければ免除を9月末で打ち切る市町村が広がる危険性があり、市町村間で対応に差異が生じることも危惧されます。

後期高齢者医療については、保険者の広域連合が市町村と違って独自の税財源をもっていないため、事務連絡でも「減免を行う場合には、あらかじめ市町村と後期高齢

者医療広域連合との間で連携し、その対象者や要件について、十分に調整を行うこと」を求めています。免除を継続するためには市町村からの拠出や県の支援などの何らかの財源対策が必要であり、県が調整や支援に乗り出すことが求められています。

東日本大震災では、災害関連死が判明しているだけでも、宮城県ですでに636人（3月末現在）に達しています。被災者の生活状態や住環境が依然として厳しい状況に置かれていることを考慮すると、この時期に免除を打ち切るとは多くの人々から医療や介護を受ける機会を奪うことにつながります。事務連絡が発出された翌日の7月25日、ただちに医療団体や介護保険に関わる市民団体が政府に免除継続を申し入れ、衆議院・復興特委でも問題になったのは、被災者の命と人権に関わる重要問題だからです。

私どもは、貴職が被災者の命と人権を守る立場に立ち、免除を継続させるという確固とした姿勢で対応していただくことを求め、以下の事項について緊急に要望いたします。

記

1、現行の「特例措置」による免除の継続を改めて政府に要請すること。

政府が、国民健康保険や介護保険の災害減免の枠組みによる対応を求め続ける場合は、国が地方財政措置や特別な措置を講じて、免除を継続する市町村を財政支援するよう政府に要請すること。

2、政府による財政支援が不十分な場合は、県が保険者である市町村と広域連合に対する財政支援を行って免除を継続し、市町村による差異も生じないようにすること。

3、免除措置の継続がとくに必要だと思われる後期高齢者については、県が責任をもって広域連合と市町村の調整に当たること。

以上